

# 令和3年第1回つがる市議会定例会

(令和3年2月26日～3月12日) 15日間

◎は全会一致

議案番号	件名	審議結果	議決結果	
<b>市長提出議案</b>				
予算	1号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和2年度つがる市一般会計補正予算（第9号））	◎	承認
	2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和2年度つがる市一般会計補正予算（第10号））	◎	承認
	3号	令和2年度つがる市一般会計補正予算（第11号）案	◎	可決
	4号	令和2年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案	◎	可決
	5号	令和2年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案	◎	可決
	6号	令和2年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案	◎	可決
	7号	令和2年度つがる市下水道事業会計補正予算（第3号）案	◎	可決
	8号	令和3年度つがる市一般会計予算案	◎	可決
	9号	令和3年度つがる市国民健康保険特別会計予算案	◎	可決
	10号	令和3年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案	◎	可決
	11号	令和3年度つがる市介護保険特別会計予算案	◎	可決
	12号	令和3年度つがる市下水道事業会計予算案	◎	可決
条例	13号	つがる市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	14号	つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例案	◎	可決
	15号	つがる市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	16号	つがる市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	17号	つがる市稲垣シルバー創造センター条例を廃止する条例案	◎	可決
	18号	つがる市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	19号	つがる市附属機関設置条例及びつがる市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	◎	可決
その他	20号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更の件	◎	可決
予算	21号	令和2年度つがる市一般会計補正予算（第12号）案	◎	可決
条例	22号	つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	23号	つがる市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	24号	つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案	◎	可決
諮問	1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件	◎	適任

提出された議案をピックアップ

議案第16号

つがる市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案【教育民生常任委員会付託】

災害援護資金の貸付の内容が変わりました

◇災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付の保証人、利率など変更するものです。

【災害弔慰金の支給等とは？】

大きく3つに分類され災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸付の制度があります。

なお、貸付にあたっては所得制限等の条件があります。

災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律が定める大規模な自然災害により死亡した市民の遺族に対して支給
災害障害見舞金	災害弔慰金の支給等に関する法律が定める大規模な自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に支給
災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律が定める大規模な自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付

おもな改正内容

災害援護資金の貸付について、保証人を立てた場合は無利子で貸付を受けられますが、保証人は借受人と連帯して債務を負います。また、保証人を立てない場合、据置期間中は無利子ですが、期間経過後の利率は年3%以内で市長が定める利率としています。



こんな質問が出ました

【秋田谷 建幸 委員】

問 これまでに災害援護資金の貸付の事例はあったか。

【福祉課長】

答 日本海中部地震の時に貸付を利用した方がいたが、東日本大震災の時はなかった。

諮問

諮問第1号

◎人権擁護委員

次の方が適任と答申されました。

原田 正志 さん(再任・森田)

任期 令和3年7月1日から

令和6年6月30日まで

【佐藤 孝志 委員】

問 現在の災害援護資金の貸付限度額は。

【福祉課長】

答 左記のとおり。

		世帯主の状況	
		1カ月以上の負傷がある	1カ月以上の負傷がない
貸付限度額	① 家財の損害が1/3以上で住居の損害なし	150万円	—
	② 家財の損害があり、住居の損害なし	250万円	150万円
	③ 住居が半壊	270万円	170万円
	④ 住居が全壊(⑤を除く)	350万円	250万円
	⑤ 住居全体の滅失または流失	—	350万円

※詳しくは福祉課へお問い合わせください。